

# 「西宮旧夙川短大校舎解体におけるアスベスト飛散事件」の判決文まとめ

平成 28 年(2016 年)7 月 27 日 神戸地方裁判所に提訴

平成 31 年(2019 年)4 月 16 日 判決言渡し

第1 請求 被告らは原告各自に対し 5 万円他を支払う

第2 事案の概要

- 1 事案の骨子 平穏生活権及び身体生命権の侵害に対する損害賠償
- 2 関係法令等の定め
- 3 前提事実

第3 争点に対する当事者の主張

第4 裁判所の判断(別紙に詳述)

- 1 認定事実
- 2 争点 1(石綿飛散の有無)
- 3 争点 2(被告三栄の責任原因の有無)
- 4 争点 3(被告創建の責任原因の有無)
- 5 争点 4(被告市の責任原因の有無)
- 6 争点 5(法益侵害及び損害発生の有無)

第5 結論 原告らの請求を棄却する

## 第4 裁判所の判断

### 1 認定事実

前提事実、各証拠(認定に反するものは除く)及び弁論の全趣旨等によれば次の事実が認められる。

(1)石綿の使用に対する規制の経緯等

(2)本件建物の建築及び改修の推移

(3)本件解体工事の実施に至る経緯

(4)本件解体工事の実施

(5)本件建物に係る石綿の使用状況に関する事実関係

ア) アスカ技研株式会社は、平成27年9月5日付けで、9号棟の空調ダクトパッキンにつき石綿含有製品の定性分析により分析したところ、同パッキンがアスベスト(クリソタイル)を含有する旨の分析結果報告書を作成した。

イ) 中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長の永倉氏は、平成29年3月20日付けで、本件建物につき、その建築及び改修に係る工事の際に石綿含有建材が現に使用され又は使用された疑いがある旨の報告書を作成した。(レベル1, 2, 3、および石綿含有が疑われるもの)

ウ) 平成29年9月13日までに本件建物の工事は本件工事のみ。

エ) 担当した竹中工務店は本件に係る石綿除去又は囲い込み工事についての資料を保有していない

(6)石綿濃度の測定結果

### 2 争点1(石綿飛散の有無)

(1)石綿含有建材の存否

ア)本件建物が石綿含有建材が多数使用されていた時期に完成した建物であり、本件建物の設計図書を分析すると(永倉報告)相当量の石綿含有建材が使用され(レベル1建材10か所、レベル2建材9か所、レベル3建材137か所)、又その疑いがある(レベル1建材10か所、レベル3建材328か所)ことが認められる。そして、現に、残存する9号館の空調ダクトパッキンには、石綿含有建材が残存していることが認められるのである。

以上からすると、本件建物が新築または増築された時点では、石綿含有建材が使用されていたものと推認することができる。

イ)本件建物の新築または増築の際に使用された石綿含有建材は、改築工事等において、石綿を使用していないほかの建材と交換された可能性がおよそ存在しないとまでは断じ難いものの、他方で、その蓋然性が高いとは言えないから、そのうち相当部分については、本件解体工事の時点においても、なお残存していたものと推認するほかない。

ウ)文部科学省による調査の意義

文部科学省の調査結果から直ちに本件建物に石綿含有建材が残っていないと推認することはできない。

#### エ) 被告三栄による調査の信用性

一部を除き石綿含有建材が残っていないことを確認したとの主張は、認めるに足りる的確な証拠はない。また、正しい調査を完了したとはにわかに認めがたい。

以上からすると、本件建物に係る石綿の使用有無に関する調査を完了していたと認めることはできない。

#### オ) 被告市による調査の信用性

本件解体工事の期間中、被告市の職員が本件建物への立入検査をした結果、一部を除き、本件建物に石綿含有建材が使用されていないことを確認した旨を主張。

自ら設計図書を確認することなく、しかも立入検査において、本件建物の全体を網羅的に目視するのではなく、その一部についてのみ、1回あたり30分から60分程度、電気を点けず、ルーペ等を使用しないまま目視にとどまった。これをもって本件建物に石綿含有建材が残っていなかったと断ずることはできない。

#### 小括

本件解体工事が開始された時点で、本件建物には相当量の石綿含有建材が残存していたことが認められる。

#### (1) 石綿飛散の有無

相当量の石綿含有建材が残存していたことが推認され、しかるところ、同建材解体作業を行う際は散水手ばらしでは足りず、薬剤散布、場合によりヘパフィルター付き集じん・排気装置使用を遵守しなければならない。レベル3であっても同様。

しかし、本件解体工事においては、以上のような作業は行われていない(1号館401, 2号館3階除く)

また、石綿濃度測定結果にかかわらず、上記措置をとらずに相当量の石綿含有建材が残存していた本件建物を解体したことにより一定量の石綿が飛散したことは否定し難い。

#### 小括

本件解体工事により、本件土地の周辺地域に一定の石綿が飛散したことを否定することはできない。

### 3 争点2(被告三栄の責任原因の有無)

#### (1) 判断基準

設計図書入手し、本件建物に石綿含有建材が残存しているか否かを適切に確認することができたと認められる。しかしそれを怠り、見落とし、本件解体工事を施工し、一定量の石綿を飛

散させたことが認められる。被告三栄は、同工事の施工者としての注意義務に違反したものと認むべきを得ない。

小括

被告三栄は、原告らの法律上保護される利益が侵害されたと認められる場合には、不法行為に基づきこれを賠償する責任を負うものというべきである。

#### 4 争点3(被告創建の責任原因の有無)

小括

不法行為責任を負うとは認められない。

#### 5 争点4(被告市の責任原因の有無)

##### (1)規制権限不行使の国賠法上の違法性の判断基準

具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法の適用上違法となるものと解するのが相当である。

##### (2)法令の趣旨及び目的、権限の性質等

ア)大防法

イ)環境保全条例

ウ)評価

これらの法令の目的及び各規程の趣旨にかんがみると、これらの規定に基づく西宮市長の規制権限及び調査権限は、建築物等の解体工事において石綿が飛散することにより、周辺住民の生命、身体に被害が発生するのを防止し、その健康を確保することをその主要な目的とするものであって、適時、適切に行使されるべきものであると解される。

この点、被告市は、届出制が採用されていることからすれば、届出の内容を超えて積極的な調査をする義務までは負わない旨主張するが、この主張は採用することができない。

##### (1)権限不行使の合理性

ア)西宮職員は、石綿含有建材の使用の全盛期に建てられた学校であることを認識していたことから、本件建物に石綿含有建材が残存していることを容易に疑うことができた。

厚生省は複数回にわたり事前調査においては設計図書を利用して網羅的に行う旨を指摘していたことからすれば、市職員はこれらの情報を容易に入手することができた。さらに、市職員は被告三栄の調査能力について疑問を抱くべきであった。

イ)被告三栄に対し、設計図書に基づいて調査したかの報告を求めていれば、被告三栄が同調査を怠っていた事実を知ることができるとともに、設計図書の提出を受けて自ら本件建物に石綿含有建材が残存しているか否かを確認することができたものと認められる。

この点、設計図書は大防法にいう「関係帳簿書類」及び環境保全条例にいう「帳簿書類」又は「物件」に含まれると解される。

また西宮市長は調査権限の行使により、被告三栄において石綿の有無の調査を怠っていた事実が判明した段階で改善勧告、もしくは、改善命令等の規制権限を行使していれば、それ以降に石綿が飛散することを防止する余地があった。

ウ)市職員の立入検査においても、万全とはいいがたい方法で、その一部を目視して石綿使用建材の有無を確認するにとどまった。市職員の対応は、大防法及び環境保全条例の趣旨に十分即した妥当なものであったと断ずる(判断する)ことはできない。

エ)測定結果(市8月5日、三栄8月1～13日)によれば人体に影響を及ぼすような高いものではなかった。また、本件解体工事に当たっては概ね散水湿润化及び手ばらしが行われていたこと、飛散した石綿が大気中に拡散したと推認されることも併せ考慮すると、本件解体工事により飛散した石綿のうち本件土地周辺地域まで到達したものの量は、客観的にみて人体の健康に有意な影響を及ぼす程度のものであったとは認め難いといわざるを得ない。

オ)西宮市長において、大防法又は環境保全条例に基づく規制権限及び調査権限を行使しなかったことは、各規程の趣旨に十分に即した妥当なものであったとはいいがたい一方で、本件土地の周辺に被害が発生する客観的かつ具体的な蓋然性があったとはいいがたいという本件の具体的事情の下では、本件土地の周辺に住んでいた原告らとの関係において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであったと認めることは困難と言わざるを得ない。

#### 小括

西宮市長において大防法又は環境保全条例に基づく規制権限及び調査権限を行使することにより、石綿の飛散を防止しなかったことは国賠法の適用上違法であったということとはできない。

### 6 争点5(法益侵害及び損害発生の有無)

#### (1)平穏生活権の侵害の有無

侵害は、社会生活上受忍すべき限度を超える程度に至った場合に限り、不法行為法上、違法の評価を受けるものと解するのが相当である。

しかるところ、認定事実等から、飛散した石綿のうち本件土地の周辺地域にまで到達したものの量は、客観的にみたときに、人体の健康に有意な影響を及ぼすものであったと認めることはできない。これにより社会生活上受忍すべき程度に至ったということとはできない。

#### (2)健康を損なうことのない利益

#### 小括

原告らは、本件解体工事における石綿の飛散により、法律上保護される利益が違法に侵害されたとは言えない。被告三栄は、本件解体工事により石綿を飛散させたことにつき、原告らに対し不法行為責任を負うということとはできない。